

平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 10 号
地域資源マネジメント研究科学生生活委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学学生生活支援機構規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 87 号）第 13 条第 4 項の規定に基づき、地域資源マネジメント研究科学生生活委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、地域資源マネジメント研究科の学生生活に関して必要な事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域資源マネジメント研究科教授会で選出された委員 3 名
- (2) 必要と認めた場合に選出される委員

(任期)

第 4 条 前条に定める委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条に定める委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。